

盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱において市長が別に定める事項について

盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱において市長が別に定める事項について以下のとおりとする。

1 第3第1号ア及びイの期間は当該年度の4月1日から3月31日までとする。

2 別表（第7関係）については以下のとおりとする。

(1) 全申請者共通の提出書類

条項	提出書類(各1部)	提出期日
規則第4条	1 盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書(様式第1号) 2 事業計画(実績)書(様式第2号) 3 その他市長が必要と認める書類 (1) 補助金交付要綱第2に規定する住宅用太陽光発電システム等(以下「システム等」とする。)の設置に係る工事請負契約書の写し(建売住宅の場合は売買契約書の写し) (2) システム等の設置に係る内訳書等の写し(太陽電池モジュールの型式等及び設置枚数、パワーコンディショナーの型式等が明記されているもの。ホームエネルギーマネジメントシステム(以下「HEMS」とする。)を設置する者にあつては、対象システムの型式等が明記されているもの。) (3) 太陽光発電システム構成機器の形状、規格、構造等が分かるカタログ等の写し (4) システム等の設置を行う場所の現況を確認できるカラー写真(建売住宅を購入する場合にあつては、その購入しようとする建売住宅全体のカラー写真) (5) システム等の設置を行う場所の地図 (6) 既築住宅にシステム等を設置する場合にあつては、住宅の所有者を確認できる書類(当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し、不動産登記事項証明書(登記簿謄本)の写し、登記識別情報通知の写しのいずれか) (7) 「2(3)ア現況届の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙1「現況届」 (8) 「2(4)ア申立書の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙2「申立書」 (9) 「2(5)ア同意書の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙3「同意書」	当該年度の1月31日
規則第9条第1項	1 盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業変更承認申請書(様式第6号) 2 変更事業計画書(様式第7号) 3 その他市長が必要と認める書類 (1) 変更内容が反映された工事請負契約書の写し (2) 変更内容が反映された内訳書等の写し	変更が生じた日から14日以内
規則第9条第2項	盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)	中止・廃止が生じた日から14日以内
規則第14条	1 盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業完了報告書(様式第13号) 2 事業計画(実績)書(様式第2号) 3 その他市長が必要と認める書類 (1) 領収書などの、システム等の設置費用を支払ったことが確認できる書類の写し (2) 太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書面(出力対比表等) (3) システム等を設置した後の以下ア～エのカラー写真 ア 住宅全体の写真(足場やシート等により住宅を確認できない写真は不可とする。) イ 太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真(写真により太陽電池モジュールの設置枚数が容易に確認できない場合は、写真に加え太陽電池モジュールの配置図等を添付すること。) ウ パワーコンディショナー本体の全体写真 エ パワーコンディショナーの型式等が記載された本体貼付シール部分の写真 (4) 電力受給契約確認書などの、太陽光発電による余剰電力が電力会社に受給されていることを確認できる書類の写し (5) 新築住宅又は建売住宅にシステム等を設置した者にあつては、住宅の所有者を確認できる書類(不動産登記事項証明書(登記簿謄本)の写し又は登記識別情報通知の写し) (5) 「2(3)ア現況届の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙1「現況届」 (6) 「2(4)ア申立書の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙2「申立書」 (7) 「2(5)ア同意書の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙3「同意書」	当該年度の3月31日

規則第21条第2項	財産処分承認申請書	財産処分の必要が生じた日から1月以内。 ただし、災害が発生したときその他提出期日を過ぎた理由が市長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。
-----------	-----------	---

(2) HEMSを設置する者にあつては、「2(1) 全申請者共通の提出書類」に加え以下の書類

条項	提出書類(各1部)	提出期日
規則第4条	3 その他市長が必要と認める書類 (1) HEMSの形状及び以下ア～ウの機能を有していることが分かるカタログ等の写し ア 住宅内の電力の消費量に関する情報を計測・蓄積し、表示できること。 イ 住宅内の機器との間の通信規格としてECHONET Liteを採用していること。 ウ 住宅内の電力の使用の調整及び制御ができること。	当該年度の1月31日
規則第14条	3 その他市長が必要と認める書類 (1) HEMSの機器保証書の写し (2) HEMSの設置が確認できるカラー写真 (3) HEMSが使用され、住宅の電力使用状況が表示されている画面の写真 (4) HEMSが使用され、太陽光発電システムの稼動状況が表示されている画面の写真	当該年度の3月31日

(3) 現況届について

ア 現況届の提出を求める者

単身赴任等の理由により一時的に市内に住民登録がないものの、「自己の居住に供する市内の一戸建て住宅」として申請等を行う者

イ 現況届が提出された申請等の取扱いについて

補助対象システム等を設置した住宅に家族が居住していることを確認した上で、「自己の居住の用に供している」とみなすこととする。

(4) 申立書について

ア 申立書の提出を求める者

当該補助金の申請等にあたり、申請者の居住状況やシステム等を設置する住宅の所有者、システム等の設置費等について確認が必要と認めた者

イ 申立書が提出された申請等の取扱いについて

申立書の提出により、当該補助金の交付が妥当であると確認できた場合は、補助の対象とすることとする。

(5) 同意書について

ア 同意書の提出を求める者

当該補助金の申請等にあたり、申請者とシステム等を設置する住宅の所有者が異なり、システム等の設置に関してあらかじめ承諾を得る必要があると認めた者

イ 同意書が提出された申請等の取扱いについて

同意書の提出により、当該補助金の交付が妥当であると確認できた場合は、補助の対象とすることとする。